



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 市営土地改良事業施行の同意（村づくり計画課） 1
- 市営土地改良事業計画変更の適当の決定・2件（村づくり計画課） 1
- 民有保安林の指定（森林緑地課） 2
- 民有保安林の指定の解除（森林緑地課） 2
- 漁業の免許（水産課） 3
- 公有水面埋立ての免許（漁港漁場課） 3
- 都市計画事業の変更の認可（下水道課） 4

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請・2件（県民生活課） 4
- 大規模小売店舗の新設の届出（商工振興課） 5
- 大規模小売店舗の変更の届出（商工振興課） 6
- 建築業者の所在等を確認することができない旨の公告（土木企画課） 6
- 町決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） 7
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 7
- 特定調達契約に係る落札者の決定（教育庁財務課） 7

正 誤

- 平成19年8月17日付け公報定期第3581号中訂正 8
- 平成19年9月28日付け公報定期第3593号中訂正 8

告 示

沖縄県告示第704号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり市営土地改良事業の施行を同意した。

平成19年11月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良事業を行う者の名称 うるま市
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 うるま1期地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設）
- 3 同意年月日 平成19年11月14日

沖縄県告示第705号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、宮古島市長から協議のあった大浦西地区市営土地改良事業（農業用排水施設）の計画の変更について、平成19年11月14日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年11月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成19年11月28日から同年12月26日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第706号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、宮古島市長から協議のあった福東地区市営土地改良事業（区画整理・農用地保全）の計画の変更について、平成19年11月14日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年11月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成19年11月28日から同年12月26日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第707号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成19年11月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 保安林の所在場所 中頭郡中城村字伊集宇宙原227番・267番・268番・280番・287番・311番（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、257番、259番、260番、261番1、261番2、262番、281番、282番、284番から286番まで、310番
 - 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。

沖縄県告示第708号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成19年11月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除に係る保安林の所在場所 宮古島市平良字松原イリメゴシ936番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備

3 解除の理由 海岸保全施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県宮古支庁農林水産整備課において縦覧に供する。)

沖縄県告示第709号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、平成19年11月12日次のとおり漁業の免許をした。
平成19年11月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 漁業の種類 第一種特定区画漁業
- 2 漁場番号、免許番号並びに漁業権者の住所及び氏名 別表のとおり
- 3 免許の内容 平成19年8月10日付け沖縄県告示第518号及び同年9月21日付け沖縄県告示第592号で公示したとおり
- 4 免許の存続期間 平成19年11月12日から平成20年8月31日まで

別表

漁場番号	免許番号	漁業権者	
		住所	氏名
特区第601号	特区第601号	沖縄県うるま市勝連平敷屋4183番地の2	勝連漁業協同組合
特区第602号	特区第602号	沖縄県うるま市勝連平敷屋4183番地の2	勝連漁業協同組合
特区第603号	特区第603号	沖縄県うるま市勝連平敷屋4183番地の2	勝連漁業協同組合
特区第604号	特区第604号	沖縄県うるま市勝連平敷屋4183番地の2	勝連漁業協同組合

沖縄県告示第710号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成19年11月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 埋立免許の年月日及び指令番号 平成19年11月12日 沖縄県指令農第1146号
- 2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 免許を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
 - (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 仲井眞弘多
- 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域
 - ア 位置 沖縄県沖縄市泡瀬一丁目62番2の地先公有水面
 - イ 区域 次の各点のうち①の地点と②の地点を結んだ線、②の地点と③の地点を結ぶ平成18年の秋分の満潮位（D.L.+2.38メートル）における公有水面と既設第4波除堤との境界線、③の地点と④の地点を結ぶ平成18年の秋分の満潮位（D.L.+2.38メートル）における公有水面と既設北防波堤との境界線及び①の地点と④の地点を結ぶ公有水面と沖縄市泡瀬一丁目62番2との境界線により囲まれた区域
 - ①の地点 四等三角点安11泡瀬（北緯26度19分21秒0405、東経127度50分13秒5339）から340度06分59秒337.81メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から111度29分30秒121.81メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から21度25分09秒11.55メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から291度28分22秒121.81メートルの地点
 - ウ 面積 1,403.77平方メートル
 - (2) 埋立てに関する工事の施行区域

- ア 位置 沖縄県沖縄市泡瀬一丁目62番2及び62番3の地内並びに同市泡瀬一丁目62番2の地先公有水面
- イ 区域 次の各地点を順次直線で結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点を結んだ線により囲まれた区域
- ㊸の地点 四等三角点安11泡瀬（北緯26度19分21秒0405、東経127度50分13秒5339）から338度09分06秒145.74メートルの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から21度24分50秒160.00メートルの地点
- ㊺の地点 ㊹の地点から291度33分16秒263.89メートルの地点
- ㊻の地点 ㊺の地点から200度49分49秒160.01メートルの地点
- ウ 面積 42,091.93平方メートル
- 4 埋立地の用途 漁港施設用地

沖縄県告示第711号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成元年沖縄県告示第117号で認可した石垣都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年11月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 石垣市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 石垣都市計画下水道事業
 - (2) 名称 石垣市特定環境保全公共下水道
- 3 事業施行期間 平成元年2月14日から平成25年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 取用の部分 平成元年沖縄県告示第117号、平成4年沖縄県告示第94号の事業地のうち、石垣市字川平内原を削り、字川平大兼久において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 平成元年沖縄県告示第117号、平成4年沖縄県告示第94号の事業地に石垣市字川平内原、大兼久、大川田、西村、久場川、玉村、カンタ、東苗代、ソクチ原及び長田を加える。
- 5 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の延長

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成20年1月15日まで縦覧に供する。

平成19年11月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成19年11月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人カマラ
- 3 代表者の氏名 久場ツネ子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市住吉一丁目8番14号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、高齢者及び障害者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、高齢者及び障害者（児）の状況に応じた事業を実施し、もって高齢者及び障害者（児）の福祉増進を図るとともに、地域の人々が、相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができるよう地域の福祉増進、住みよい町づくりの推進に寄与する。また様々な雇用を求める人々に対し、介護福祉従事者の雇用の場の確保等の支援を行い、介護福祉従事者の福祉等に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法

人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成20年1月15日まで縦覧に供する。

平成19年11月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成19年11月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人うるま東方
- 3 代表者の氏名 又吉賢光
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県うるま市与那城屋慶名1200番地1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、うるま市民に対して、生活環境の整備に関する事業を行い、市民の健康長寿・安心安全な生活に貢献するとともに、地域におけるスポーツ振興を図る事業や中・長期滞在型宿泊事業などを行い、うるま市の活性化に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成19年11月27日から平成20年3月27日までの間、沖縄県観光商工部商工振興課及び浦添市市民部商工産業課において縦覧に供する。

平成19年11月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 届出年月日 平成19年10月5日
- 2 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) サンエーきょうづかシティ 浦添市字経塚上平良大名原650番地ほか
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 上地哲誠
 - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 上地哲誠 ほか未定
 - (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成20年10月1日
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 18,621平方メートル
 - (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 1,254台
(「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び浦添市市民部商工産業課において縦覧に供する。)
 - (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 46台
(「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び浦添市市民部商工産業課において縦覧に供する。)
 - (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 243.73平方メートル
(「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び浦添市市民部商工産業課において縦覧に供する。)
 - (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 122.82立方メートル
(「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び浦添市市民部商工産業課において縦覧に供する。)
 - (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時、閉店時刻 翌日の午前1時
 - (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から翌日の午前1時30分まで
 - (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口5カ所、出口6カ所、出入口の位置 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び浦添市市民部商工産業課において縦覧に供する。)
 - (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県観光商工部商工振興課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成19年11月27日から平成20年3月27日までの間、沖縄県観光商工部商工振興課及び豊見城市経済部商工観光課において縦覧に供する。

平成19年11月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 豊崎ライフスタイルセンターTOMITON 豊見城市字豊崎1番411
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 とみぐすくプロジェクト特定目的会社 東京都新宿区四谷一丁目4番地四谷駅前ビル7階 取締役 森田威
- 3 届出年月日 平成19年10月24日
- 4 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称
変更前 (仮称) 豊崎ショッピングセンター
変更後 豊崎ライフスタイルセンターTOMITON
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の追加及び削除
追加する者 株式会社ワールド 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1号 代表取締役 寺井秀藏 ほか8名
削除する者 株式会社ドラッグイレブン 福岡県大野城市川久保一丁目2番1号 代表取締役 嘉悦研二

- 5 変更の年月日 平成19年8月6日

6 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県観光商工部商工振興課に提出すること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により、次の建設業者の営業所の所在地及び所在を確知できないことについて公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同項の規定により建設業者の許可を取り消すことがある。

平成19年11月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 商号名 有限会社かんきょう開発
- (2) 代表者名 西銘文榮
- (3) 所在地 与那原町字与那原3580番地の6
- (4) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-16)第4498号
- (5) 許可年月日 平成16年10月27日
- 2 (1) 商号名 有限会社イッセイ海事工業
- (2) 代表者名 島袋レイ子
- (3) 所在地 那覇市字安謝653番地国際重機ビル418

- (4) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-15) 第10540号
(5) 許可年月日 平成15年 8月13日
- 3 (1) 商号名 有限会社サカエ造形開発沖縄
(2) 代表者名 赤嶺秀政
(3) 所在地 西原町字兼久164番地の1
(4) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-16) 第4565号
(5) 許可年月日 平成17年 2月 3日
- 4 (1) 商号名 大地建設株式会社
(2) 代表者名 宮城直喜
(3) 所在地 宜野湾市伊佐三丁目29番 2号
(4) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-17) 第7829号
(5) 許可年月日 平成17年 6月26日
- 5 (1) 商号名 合資会社安里組
(2) 代表者名 安里克義
(3) 所在地 名護市字世富慶506番地の6
(4) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-15) 第3024号、沖縄県知事 許可(特-16) 第3024号
(5) 許可年月日 平成15年 5月15日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、与那原町から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成19年11月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 東浜地区計画
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成19年11月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成18年 4月13日 沖縄県指令土第374号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南城市大里字稲嶺503番及び505番 5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南城市玉城字糸数104番地 知念正人
- 5 検査済証番号 平成19年11月12日 第2588号
- 6 工事完了年月日 平成19年10月11日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成19年11月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 教育用コンピュータ等及びアプリケーションソフトの借入れ(設置及び設定業務を含む。)
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県教育庁財務課 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成19年 9月28日
- 4 落札者の名称及び所在地 KDDI沖縄株式会社 沖縄県那覇市東町4番地1
- 5 落札金額 530,145,000円

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 入札の公告を行った日 平成19年8月14日

正	誤
----------	----------

平成19年8月17日付け公報定期第3581号掲載の「民有保安林の指定の解除の予定（沖縄県告示第525号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
1	下から12	南	池之沢

平成19年9月28日付け公報定期第3593号掲載の「知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（沖縄県規則第85号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
2	上から18	を添えて	添えて

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号 販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月 1,800円
---	--